

平成30年度留学生借り上げ宿舎支援事業概要

	文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援	海外留学支援制度(協定受入)支援	ホームステイ支援
1 概要	留学生が我が国において安心して充実した留学生を送るために、大学等が賃貸借契約を締結して民間宿舎(アパート等)を借り上げ、文部科学省外国人留学生学習奨励費(以下「学習奨励費」という。)受給者等を居住させる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。 ※「学習奨励費」は、本機構が実施する留学生受入れ促進プログラムの奨学金名称	留学生が我が国において安心して充実した留学生を送るために、大学等が賃貸借契約を締結して民間宿舎(アパート等)を借り上げ、海外留学支援制度(協定受入)奨学金受給者を居住させる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。 ※「海外留学支援制度(協定受入)」は、本機構が実施する奨学金制度	留学生が我が国において安心して充実した留学生を送るために、大学等が大学間交流協定等により渡日する外国人留学生を一般家庭にホームステイさせる上で必要な経費のうち、別に定めるものを支援する。
2 支援対象となる宿舎	◆特別先行募集:学習奨励費受給者(平成30年度12か月採用者)が居住する宿舎 ◆一般募集:学習奨励費受給者が居住する宿舎を優先したうえ、留学の在留資格により日本の大学等に在籍し、かつ、渡日1年以内又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者(学生交流協定等による留学プログラムに参加し、日本の大学等で教育を受ける者を含む)が居住する宿舎	平成30年度海外留学支援制度(協定受入)採択プログラムにより渡日し、海外留学支援制度(協定受入)奨学金を受給する者が居住する宿舎	大学間交流協定等により渡日する外国人留学生(海外の大学等に在学し、渡日1年以内の者)を年度内に7日以上宿泊させる一般家庭
3 賃貸借契約期間	◆特別先行募集:平成30年4月～平成31年3月を含む1年以上の賃貸借契約期間があること ◆一般募集:平成30年4月～平成31年3月を含む1年以上の賃貸借契約期間があること、又は平成30年4月～申請時までの間を契約開始日とした賃貸借契約を新規に締結し、契約期間が契約開始日～平成31年3月を含む1年以上あること	新規契約による賃貸借契約を1年以内の間締結し、賃貸借契約期間開始日が平成30年度中であること	—
4 申請時期	◆特別先行募集:平成30年7月4日～平成30年7月13日 ◆一般募集:平成30年11月1日～平成30年11月9日	◆第1回募集:平成30年9月3日～平成30年9月12日 ◆第2回募集:平成30年11月12日～平成30年11月16日	◆年間計画申請(大学等→機構):平成30年6月30日まで ◆申請上限額等通知(機構→大学等):平成30年7月下旬 ◆支援金の申請(大学等→機構):平成31年2月まで毎月末日締切
5 支援対象者のための宿舎確保期間	◆特別先行募集:平成30年4月～平成31年3月 ◆一般募集:平成30年4月～平成31年3月、又は賃貸借契約開始日～平成31年3月	賃貸借契約期間に同じ	—
6 申請時の条件	申請時まで支援対象者が居住を開始していること。	◆第1回募集:①申請時まで賃貸借契約を締結し、支援対象者が居住を開始していること。(居住を終了し賃貸借契約期間も終了した宿舎を含む) ◆第2回募集:①に加え、②賃貸借契約は締結済みだが居住者が未確定の宿舎又は賃貸借契約を締結し居住者も確定しているが、居住を開始していない宿舎、③賃貸借契約は未締結だが居住者は確定している宿舎のいずれも申請可。 ※申請時に賃貸借契約未締結で居住者も確定していない宿舎は申請不可	—
7 支援決定の優先順	以下の①→②→③→④の優先区分の順に採択。 なお、同じ区分内にある場合は、大学等が申請する「宿舎の推薦順位」に従って採択する。 ①留学生受入れ促進プログラム予約制度(大学推薦)による学習奨励費受給者が居住する宿舎 ②留学生受入れ促進プログラム予約制度(日本留学試験成績優秀者及び日本語教育機関推薦)による学習奨励費受給者が居住する宿舎 ③学習奨励費受給者で①②以外の者が居住する宿舎 ④学習奨励費受給者以外の外国人留学生(留学の在留資格により日本の大学等に在籍し、かつ、渡日1年以内又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者)が居住する宿舎	以下の①→②→③の順の優先区分の順に採択。 なお、同じ区分内にある場合は、大学等が申請する「宿舎の推薦順位」に従って採択する。 ①賃貸借契約を締結し居住を開始している宿舎(居住を終了し賃貸借契約期間も終了した宿舎を含む) ②賃貸借契約は締結済みだが居住者が未確定の宿舎又は賃貸借契約を締結し居住者も確定しているが、居住を開始していない宿舎 ③賃貸借契約は未締結だが居住者は確定している宿舎	大学等から年間計画申請のあった家庭について、執行可能額の範囲内で申請上限額を決定する。
8 支援金額	一戸につき 単身用:上限8万円 世帯用:上限13万円		一家庭につき上限2万円
9 支援金使用用途	平成30年度中(平成31年3月31日まで)に大学等が支払う以下の費用 契約に係る費用(礼金、仲介手数料、更新料、掛け捨ての保険料)、管理委託会社への支払い、部屋の原状回復費、修繕費、鍵交換代、指定物品のレンタル代		平成30年度中(平成31年3月31日まで)に大学等が支払うホームステイ受入れ家庭への謝金
10 支援予定戸数	1,808戸 ※支援予定戸数は、平成30年度政府予算案に基づいたものであり、今後の国会における審議状況によっては変更となる場合がある。 ※大学等からの申請が支援予定戸数を上回った場合は、上記7の優先順に従って採択する。		180家庭
(参考)平成29年度支援実績	支援戸数:2,186戸／申請戸数:3,139戸		支援家庭数:236家庭／申請家庭数:312家庭